

放課後児童支援員認定資格研修 開催通知

この度、埼玉県では放課後児童クラブ(学童保育)に勤務し、平成 26 年4月 30 日の「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(平成 26 年厚生労働省令第 63 号。以下「省令基準」という。)第10条第3項の各号のいずれかに該当する方を対象に、「放課後児童支援員」の有資格者となるための研修(以下、「認定資格研修」という。)を実施します。

下記の内容をよくお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。

1 研修の目的

この「認定資格研修」は、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)に従事する放課後児童支援員として必要な知識及び技能を補完し、新たに策定した基準及び放課後児童クラブ運営指針(平成 27 年3月 31 日雇児発 0331 第 34 号。厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知 以下「運営指針」という。)に基づく放課後児童支援員としての役割及び育成支援の内容等の共通の理解を得るため、職務を遂行する上で必要となる知識及び技能の習得とそれを実践する際の考え方や心得を認識してもらうことを目的としています。

2 実施主体

埼玉県

ただし、令和6年度は「一般社団法人 子ども・放課後サポートセンター」に委託して研修を実施します。

3 研修受講対象者

修了に必要な全日程を受講できる方で、「省令基準」第10条第3項の各号のいずれかに該当し、放課後児童支援員として放課後児童健全育成事業に従事している方、または従事しようとする方。

※今年度中に省令基準第10条第3項1、2、4～8号に該当する見込みがある場合を含む。

4 日程と会場

市町村ごとに割り当てられた会場で受講していただきます。

コース	日程	会場(開催地)	受講対象地域	申込期日
1	6月20日(木)、21日(金) 25日(火)、29日(土)	埼玉県県民活動 総合センター (伊奈町)	本庄市、鴻巣市、深谷市、上尾市、 戸田市、桶川市、久喜市、北本市、 蓮田市、幸手市、白岡市、伊奈町	6月13日
2	7月1日(月)、2日(火) 8日(月)、9日(火)	ウエスタ川越 (川越市)	川越市、東松山市、富士見市、坂戸市、 鶴ヶ島市、日高市、ふじみ野市、 三芳町、毛呂山町、越生町、 滑川町、嵐山町、小川町、川島町、 吉見町、鳩山町、ときがわ町、寄居町	6月17日

【別紙2】

3	7月4日(木)、5(金) 15日(月祝)、16日(火)	熊谷市勤労会館 (熊谷市)	熊谷市、行田市、秩父市、本庄市、 羽生市、深谷市、横瀬町、皆野町、 長瀬町、小鹿野町、東秩父村、美里町、 神川町、上里町	6月20日
4	8月1日(木)、5日(月) 6日(火)、19日(月)	さいたま共済会館 (さいたま市)	さいたま市、川口市、加須市、本庄市、 春日部市、羽生市、鴻巣市、深谷市、 上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、 桶川市、久喜市、北本市、八潮市、 三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市、 白岡市、伊奈町、宮代町、杉戸町	7月1日
5	8月8日(木)、21日(水) 22日(木)、26日(月)	ウエスタ川越 (川越市)	川越市、所沢市、飯能市、東松山市、 狭山市、入間市、朝霞市、志木市、 和光市、新座市、富士見市、坂戸市、 鶴ヶ島市、日高市、ふじみ野市、三芳町、 毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、 小川町、川島町、吉見町、鳩山町、 ときがわ町	7月8日
6	9月5日(木)、6日(金) 12日(木)、13日(金)	越谷市中央市民会館 (越谷市)	加須市、春日部市、草加市、越谷市、 八潮市、三郷市、吉川市、宮代町、 杉戸町、松伏町	8月5日
7	9月17日(火)、18日(水) 27日(金)、30日(月)	与野本町コミュニティ センター (さいたま市)	さいたま市、川口市	8月19日
8	10月3日(木)、4日(金) 15日(火)、22日(火)	入間市産業文化 センター (入間市)	所沢市、飯能市、狭山市、入間市、 朝霞市、志木市、和光市、新座市、 鶴ヶ島市、横瀬町	9月3日
9	10月8日(火)、11日(金) 16日(水)、17日(木)	戸田市文化会館 (戸田市)	川口市、蕨市、戸田市、ふじみ野市	9月9日
10	10月31日(木)、 11月1日(金)月21日(木)、 22日(金)	熊谷市勤労会館 (熊谷市)	熊谷市、行田市、秩父市、本庄市、 羽生市、深谷市、横瀬町、皆野町、 長瀬町、小鹿野町、東秩父村、美里町、 神川町、上里町、寄居町	10月1日
11	11月25日(月)、26日(火) 12月17日(火)、18日(水)	ウエスタ川越 (川越市)	川越市、東松山市、富士見市、坂戸市、 日高市、ふじみ野市、三芳町、毛呂山町、 越生町、滑川町、嵐山町、小川町、 川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、 寄居町	10月25日

【別紙2】

12	12月2日(月)、3日(火) 9日(月)、10日(火)	越谷市中央市民会館 (越谷市)	加須市、春日部市、草加市、越谷市、 八潮市、三郷市、吉川市、宮代町、 杉戸町、松伏町	11月5日
13	1月17日(金)、21日(火)、 22日(水)、28日(火)	埼玉県県民活動 総合センター (伊奈町)	鴻巣市、深谷市、上尾市、蕨市、 桶川市、久喜市、北本市、三郷市、 蓮田市、幸手市、白岡市、伊奈町	12月11日
14	1月31日(金)、 2月3日(月)、4日(火)、 17日(月)	与野本町コミュニティ センター (さいたま市)	さいたま市、川口市	1月6日
15	2月14日(金)、20日(木)、 21日(金)、25日(火)	入間市産業文化 センター (入間市)	所沢市、飯能市、狭山市、入間市、 朝霞市、志木市、和光市、新座市、 鶴ヶ島市	1月14日
16	3月2日(日)、9日(日)、 15日(土)、20日(木祝)	さいたま共済会館 (さいたま市)	さいたま市、熊谷市、川口市、加須市、 本庄市、春日部市、羽生市、鴻巣市、 上尾市、草加市、越谷市、蕨市、入間市、 朝霞市、志木市、和光市、新座市、 桶川市、久喜市、北本市、八潮市、 富士見市、三郷市、蓮田市、幸手市、 白岡市、伊奈町、三芳町、宮代町、 杉戸町、松伏町	2月3日

5 資料代(テキスト代)

受講には以下の3点のテキストが必要です。

- ①中央法規出版『放課後児童支援員認定資格研修教材』(1,100円)
- ②フレーベル館『放課後児童クラブ運営指針解説書』(440円)
- ③『講師レジュメ集』(350円)

①②は市販されておりますので、持参できる場合、新たに購入する必要はありません。③は全員に購入していただきます。必要なテキストを販売しますので、【別紙5】申込書に購入内容を記入してお申し込みください。代金の支払い方法は「会場での現金払い」か「請求書払い」のいずれかを選択できます。研修初日に使用するテキスト引換券は受講票とともにお渡しします。

6 受講申込等

(1) 受講申込について

【別紙5】申込書や本要項にそって必要な書類を整え、各市町村担当課へ提出してください。

(2) 提出書類

- ①受講希望者一覧表【別紙4】(市町村作成)
- ②埼玉県放課後児童支援員認定資格研修申込書(【別紙5】本人作成)
- ③本人確認書類

【別紙2】

運転免許証・健康保険証・住民票（6か月以内に発行したもの）・パスポート・マイナンバーカードのいずれかの写し

氏名・生年月日・現住所がわかる面を印刷し提出してください。

※健康保険証の場合は被保険者等記号・番号等、マイナンバーカードの場合は個人番号をマスキングしてください。

④受講資格証明書類（各種証明書の写し）→※下表の通り

⑤戸籍抄本(個人事項証明)（該当者のみ）(6か月以内に発行したもの)

③本人確認書類と④受講資格証明書類の氏名が異なる場合のみご提出ください。

⑥写真(上半身脱帽正面向4cm×3cm、6か月以内に撮影) 2枚

（裏面に市町村名と氏名をボールペンで記入の上、1枚は「②申込書」に貼付してください。

※④受講資格証明書類（各種証明書の写し）

下表の(1)～(10)いずれか1つについて証明書類を提出してください。

書類は縮小コピーまたはA4サイズの白紙に貼付するなどし、すべてA4サイズにしてください。

	資格等「省令基準」第10条第3項	添付すべき、証明する書類
(1)	保育士	以下の1～6のうちの一つを提出してください 1 「保育士証」 2 「指定保育士養成施設卒業証明書」 2003.11.29 以降の資格取得者 3 「保育士養成課程修了証明書」 2003.11.29 以降の資格取得者 4 「保育士試験合格通知書」 5 「保育士試験一部科目合格証明書」3年間で全科目合格が確認できるもの 6 「保育士(又は保母)資格証明書」2003.11.28 までの資格取得者
(2)	社会福祉士	社会福祉士登録証
(3) ※	高卒等で2年以上児童福祉事業に従事したもの	○高校の卒業証明書 ※日本の大学への入学が認められるものである必要があります。高等学校卒業程度認定試験(旧大学入学資格検定)の合格証明、または大学・短大の卒業証明書等でも可。 ※海外の高校の場合は特に注意が必要です。 ○勤務先が発行する実務経験証明書【別紙 6-1】 ※研修開始日より前に「従事期間 2 年以上」を満たしている事
(4)	教育職員の免許状を保有	以下の1～4のうちの一つを提出してください 1 普通免許状 (幼稚園・小・中・高等学校教諭、養護教諭、栄養教諭) 2 特別免許状 (小・中・高等学校教諭) 3 臨時免許状 (幼稚園・小・中・高等学校助教諭、養護助教諭) 4 教員免許状授与証明書(1～3を紛失している場合) ※各都道府県教育委員会で発行してください。

【別紙2】

		(注)教員免許状は 10 年更新制ですが、本研修においては更新されていないものでも可です。
(5) ※	大学で関係課程を学び卒業	大学の「卒業証明書」及び「成績証明書」 (成績証明書…修得科目の科目名・単位数・成績を証明)
(6) ※	関係課程を学び大学院入学	大学の「成績証明書」 大学院入学を証明する書類
(7) ※	大学院で関係課程を学び卒業	大学院の「卒業証明書」及び「成績証明書」 (成績証明書…修得科目の科目名・単位数・成績を証明)
(8) ※	外国の大学で関係課程を学び卒業	大学の「卒業証明書」及び「成績証明書」 (成績証明書…修得科目の科目名・単位数・成績を証明)
(9) ※	高卒等で放課後子供教室など 類似事業に 2 年以上従事	高校の卒業証明書 又は大学入学資格検定や高等学校卒業程度認定試験 市町村長が証明する別添用紙を添付してください。【別紙 6-2】 「2 年以上」と「累計 2000 時間」のいずれも満たしている事
(10)	5 年以上放課後児童健全育成事業 に従事	市町村長が証明する別添用紙を添付してください。【別紙 6-3】 研修開始日より前に「従事期間 5 年以上」を満たしている事

※(3)「児童福祉事業に従事したもの」とは、「児童福祉事業」において児童や障害児、保護者等への直接支援(生活指導、生活支援等)又は相談支援に関わる職員として、実際に当該業務に従事したものです。

また、「高卒」とは日本の大学への入学資格が認められるものである必要があります。海外の高校の卒業者の場合は特に慎重に確認してください。

※(5)～(8)「関係課程」とは、省令基準 10 条 3 項 5 号～8 号に示された「社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程」です(別科は該当しない)。

※(9)「放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事したもの」とは、「平成 26 年 5 月 30 日雇児育発 0530 通知第 1 号」に示された内容を元に該当性を判断すること。

※ 今年度中に(1)(2)(4)～(8)を取得する「見込み」として申込む場合は、当初の申込時に次の書類をご提出いただき、資格取得後に改めて該当する資格証明書をご提出いただくことにより修了証が発行されます。

(本研修を修了しても、見込みのままですと修了認定はできません。)

- ・在学中の方:「卒業見込証明書」及び「成績証明書」
- ・資格試験を受験する方:「試験日程等がわかる書類」及び「当該受験要件を満たすことがわかる書類」

(3) 受講票等の確認

書類の確認後、(一社)子ども・放課後サポートセンターから市町村担当課を経由し各受講者へ、

【別紙2】

受講票、会場案内図、テキスト引換券等を送付します。

内容に間違いがありましたら、市町村担当課までご連絡ください。

(4) 受講に際して

- ・受講に当たっては、必ず「受講票」をお持ちください。
- ・科目ごとに修了レポートを作成し、各受講日ごとに提出してからお帰りいただきます。
- ・研修開始5分前には受付を済ませてください。
- ・遅刻については、その科目の受講は認められませんのでご注意ください。
- ・体調不良など急な欠席の場合は、翌日以降に法人事務局へ連絡し、振替受講について協議してください。

(5) 修了の認定と修了証の交付

認定資格研修の全科目を履修し、放課後児童支援員としての必要な知識及び技能を習得したと認められる者に対して、埼玉県知事が修了の認定を行い、全国共通の「放課後児童支援員認定資格研修修了証」(賞状形式と携帯用形式の2種)が交付されます。

修了証は県から市町村へ送付されますので、市町村からの配布をお待ちください。

(6) 個人情報ポリシー

受講申し込みにご記入いただいた情報は、放課後児童支援員認定資格研修に関することに使用するほか、厚生労働省への資格認定者情報の報告及び都道府県等間の相互の利用・提供のために使用します。

☆研修全般に関するお問合せは、市町村担当者から法人あてにご連絡ください。

(受講者個人から法人あてに直接問い合わせることはご遠慮ください)

一般社団法人 子ども・放課後サポートセンター(CAS)

〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町 4-147-1 藤本ビル 3 階

☎050-3476-3069 Fax048-644-1572 Email: office@kodomo-support.com

(問い合わせ時間: 月～金曜日の 11 時～18 時)

【別紙2】

7 研修プログラム

一日目	二日目	三日目	四日目
開場	開場	開場	開場
9:30～9:45 ガイダンス	9:30～11:00 第 5 講	9:30～11:00 第 9 講	9:30～11:00 第 13 講
9:45～11:15 第 1 講	休憩 11:00～11:15	休憩 11:00～11:15	休憩 11:00～11:15
休憩 11:15～11:30	11:15～12:45 第 6 講	11:15～12:45 第 10 講	11:15～12:45 第 14 講
11:30～13:00 第 2 講	昼食 12:45～13:45	昼食 12:45～13:45	昼食 12:45～13:45
昼食 13:00～14:00	13:45～15:15 第 7 講	13:45～15:15 第 11 講	13:45～15:15 第 15 講
14:00～15:30 第 3 講	休憩 15:15～15:30	休憩 15:15～15:30	休憩 15:15～15:30
休憩 15:30～15:45	15:30～17:00 第 8 講	15:30～17:00 第 12 講	15:30～17:00 第 16 講
15:45～17:15 第 4 講	レポート記入	レポート記入	レポート記入
レポート記入			

- 研修科目(16科目)の順番はコースごとに異なります。かならず受講票でご確認ください。
- 一日目の冒頭で 15 分、受講に際しての『ガイダンス』をおこないます。
- 4 時間目終了後に 1 時間程度、レポート作成の時間を設けます。作成が終わりましたら、提出してお帰りください。

8 研修項目、科目、時間数について

- 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の理解(4.5 時間 90 分×3)
 - 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
 - 放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護
 - 子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ
- 子どもを理解するための基礎知識(6.0 時間 90 分×4)
 - 子どもの発達理解

【別紙2】

- ⑤ 児童期(6歳～12 歳)の生活と発達
- ⑥ 障害のある子どもの理解
- ⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解

3. 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援(4.5 時間 90 分×3)

- ⑧ 放課後児童クラブに通う子どもの育成支援
- ⑨ 子どもの遊びの理解と支援
- ⑩ 障害のある子どもの育成支援

4. 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力(3時間 90 分×2)

- ⑪ 保護者との連携・協力と相談支援
- ⑫ 学校・地域との連携

5. 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応(3時間 90 分×2)

- ⑬ 子どもの生活面における対応
- ⑭ 安全対策・緊急時対応

6. 放課後児童支援員として求められる役割・機能(3時間 90 分×2)

- ⑮ 放課後児童支援員の仕事内容
- ⑯ 放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守

9 履修免除について

下記の受講資格所持者は、申請により●の科目の受講を免除することができます。
(ただし、最新の理論等を学ぶためにも、受講をおすすめします)

「免除」は本人からの申請によりますので、必ず申込書に記載してください。

	保育士	社会福祉士	教諭
2-④ 子どもの発達理解	●		●
2-⑤ 児童期(6歳～12 歳)の生活と発達	●		●
2-⑥ 障害のある子どもの理解	●	●	
2-⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解	●	●	